

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
甲府河川国道事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 7 高部排水樋管ゲート設備更新工事
工事地名	山梨県中央市高部地先

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 2月	1 3) 機械損料一括補正	0	労務費一括割増	0%
2) 事務所名	甲府河川国道事務所 防災課	1 4) 単価適用年月	製作：2026年 2月	据付：2026年 2月	
3) 工事番号	2025020005	1 5) 歩掛適用年月	製作：2026年 2月	据付：2026年 2月	
4) 契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	1 6) 前請負工事費	0		
5) 変更回数	0回	1 7) 前契約額	0		
6) 主工種	水門設備（小形水門）	1 8) 随意契約額	0		
7) 工事量		1 9) 調整区分	0		
8) 工期	751日間 自 令和 8年 3月 5日 (当初) 至 令和10年 3月24日 (0回変更) 至 年 月 日	2 0) 工場管理費対象額			
9) 施工県	製作：東京都 据付：山梨県	2 1) 共通仮設費対象額			
1 0) 地区	製作：東京 1 7区 据付：甲府地区	2 2) 現場管理費対象額			
1 1) 河川・路線	富士川本川	2 3) 一般管理費等対象額			
1 2) 設計年月	令和 8年 2月	2 4) 処分費等	0		
		2 5) 公告日	令和 7年12月24日		
		2 6) 入札締切日	年 月 日		

3. 予算科目

1) 予算科目： 河川整備事業費	2) 目： 河川工作物関連応急対策事業費	3) 目の細分： 工事費	4) 事業名：
---------------------	-------------------------	-----------------	---------

設計内訳書

工事名	R 7 高部排水樋管ゲート設備更新工事 (当初)					事業区分	機械設備		
						工事区分	水門設備 (小形水門)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
製作工		式	1		11,413,709				
小形水門製作		式	1		11,413,709				
水門設備		式	1		9,736,111				
扉体 (小形水門)	プレートゲート構造スライドゲート (四方水密) 純径間2.3m 有効高1.7m	門	1	2,006,111	2,006,111			単-1号	
開閉装置	電動ラック式 操作盤搭載型	門分	1	7,730,000	7,730,000			単-2号	
付属設備		式	1		1,677,598				
中間振れ止め		個	1	341,258	341,258			単-3号	
電灯盤		面	1	235,000	235,000			単-4号	
屋外灯		式	1		147,340			内-1号	
鋼管ポール (自営柱3)	9m、ベースプレート式	本	1	783,000	783,000			単-5号	
鋼管ポール (屋外灯用)	3m、ベースプレート式	本	1	171,000	171,000			単-6号	
間接労務費		式	1		599,000				

設計内訳書

工事名	R 7 高部排水樋管ゲート設備更新工事 (当初)					事業区分	機械設備		
						工事区分	水門設備 (小形水門)		数量増減
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額				
純製作費		式	1		12,012,709				
工場管理費		式	1		431,000				
製作原価		式	1		12,443,709				
据付工		式	1		7,413,790				
小形水門輸送工		式	1		282,000				
輸送工		式	1		282,000				
小形水門輸送		式	1		282,000			内-2号	
小形水門設備据付		式	1		6,943,129				
小形水門据付工		式	1		6,943,129				
据付 (小形水門)		式	1		4,038,336			内-3号	
据付 (付属設備)		式	1		907,577			内-4号	
撤去 (小形水門)		式	1		989,485			内-5号	

設計内訳書

工事名	R 7 高部排水樋管ゲート設備更新工事 (当初)					事業区分	機械設備		
						工事区分	水門設備 (小形水門)		数量増減
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
現場発生品運搬		式	1		21,520			内-6号	
電気配線配管敷設		式	1		294,611			内-7号	
直接経費 (水門・据付)	小形水門設備 撤去含む	式	1		691,600			内-8号	
仮設工		式	1		188,661				
仮設工		式	1		48,717				
足場		式	1		48,717			内-9号	
交通管理工		式	1		139,944				
交通誘導警備員		式	1		139,944			内-10号	
共通仮設費		式	1		1,287,000				
共通仮設費 (率計上)		式	1		1,287,000				
純工事費		式	1		8,700,790				
現場管理費		式	1		1,864,000				

設計内訳書

工事名	R 7 高部排水樋管ゲート設備更新工事 (当初)					事業区分	機械設備		
						工事区分	水門設備 (小形水門)		数量増減
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
据付間接費		式	1		3,994,000				
据付工事原価		式	1		14,558,790				
設計技術費		式	1		604,000				
工事原価		式	1		27,606,499				
一般管理費等		式	1		5,133,501				
工事価格		式	1		32,740,000				
消費税相当額		式	1		3,274,000				
工事費計		式	1		36,014,000				

一式当たり内訳書

屋外灯

第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
LEDランプ		個	1	59,600	59,600			
電源装置		個	1	38,100	38,100			
照明器具		個	1	11,600	11,600			
接続具		個	1	4,870	4,870			
ジョイント		個	1	8,570	8,570			
ジョイントユニット		個	1	24,600	24,600			
合 計					147,340			

一式当たり内訳書

据付（小形水門）

第 3号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
機械設備据付工		人	96	30,906	2,966,976			
普通作業員		人	24	26,928	646,272			
据付材料費		式	1		371,952			
据付補助材料費		式	1		53,136			
合 計					4,038,336			

一式当たり内訳書

据付（付属設備）

第 4号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
中間振れ止め据付		式	1		60,810			
電灯盤据付		式	1		344,405			
鋼管ポール	9m ベースプレート式	式	1		251,181			
鋼管ポール据付	3m ベースプレート式	式	1		251,181			
合 計					907,577			

一式当たり内訳書

撤去（小形水門）

第 5号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
機械設備据付工		人	25.5	30,906	788,103			
普通作業員		人	6.5	26,928	175,032			
補助材料費		式	1		26,350			
合 計					989,485			

1次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

単一号	扉体（小形水門）	プレートカータ構造スライドゲート（四方水密）純径間2.3m 有効高1.7m	単位	門	数量	1	単価	2,006,111
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
主要部材費（水門）標準	扉体 プレートカータ構造スライド（小形） 四方 SUS製 5.67m 2.3m 1.7m ステンレス 新切18cr ステンレス 新切18cr	式	1		758,557			
副部材費（率計上）水門	扉体 プレートカータ構造スライドゲート（小形） SUS製 758557円	式	1		68,270			
部品費（率計上）水門	扉体 プレートカータ構造スライドゲート（小形） SUS製 758557円	式	1		37,927			
部品費（積上）	水密ゴム 合成ゴム P型 P25×65×10	kg	7.7	4,300	33,110			
部品費（積上）	水密ゴム 合成ゴム 平型 F85×15	kg	4.4	4,190	18,436			
製作補助材料費	河川用水門設備 小形水門 826827円	式	1		107,487			
労務費		式	1		873,600			
工場塗装		式	1		108,724			
計					2,006,111			
単価					2,006,111	円/門		

1次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

単-2号	開閉装置	電動ラック式 操作盤搭載型	単位	門分	数量	1	単価
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	電動ラック式開閉装置 (操作盤搭載型)	30kN、ラック棒、ラック棒継手、吊りピン、ラックカバー、端子、電源	台	1	7,730,000	7,730,000	7,730,000
	計					7,730,000	
	単価					7,730,000	円/門分

1次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

単-3号	中間振れ止め	単位	個	数量	1	単価	341,258
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
直接材料費		式	1		118,678		
部品費		式	1		63,784		
労務費（一般鋼構造物／鋼付設）	補正しない C 0.125t 標準以外(SUS材使用 比率計算) 124.6kg 124.6kg	基	1	124,800	124,800		
製作補助材料費	鋼製付属設備 118678円	式	1		15,428		
酸洗施工（m ² 当り）	計上しない	m ²	4.22	4,400	18,568		
計					341,258		
単価					341,258	円／個	

1次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

単-4号	電灯盤		単位	面	数量		単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
						1		235,000
電灯盤			面	1	235,000	235,000		
	計					235,000		
	単価					235,000	円/面	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

単-5号	鋼管ポール（自営柱3）	9m、ベースプレート式	単位	本	数量		単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
						1		783,000
鋼管ポール		9m、ベースプレート式	本	1	783,000	783,000		
	計					783,000		
	単価					783,000	円/本	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

主要部材費（水門）標準	扉体 プレートカーダ構造スライト（小形） 四方 SUS製 5.67m 2.3m 1.7m ステンレス 新切18cr ステンレス 新切18cr	単位	式	数量	1	単価	758,557
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
スキンプレート（水門） SUS製	ステンレス 新切18cr	k g	290	631.31	183,079		
桁（水門） SUS製	プレートカーダ構造スライト（小形） ステンレス 新切18cr	k g	456	1,111.43	506,812		
支圧板・ゴム押え板等（水門）	ステンレス 新切18cr	k g	83	827.31	68,666		
計					758,557		
単価					758,557	円／式	

参考資料（1）

						単価使用年月	2026. 2	
						歩掛使用年月	2026. 2	
						労務調整係数	1.000-00000002000	
	副部材費（率計上）水門	扉体 プレートカッター構造スライトゲート(小形) SUS製 758557円	単位	式	数量	1	単価	68,270
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	副部材費（率計上）		式	1		68,270		
	計					68,270		
	単価					68,270	円/式	

						単価使用年月	2026. 2	
						歩掛使用年月	2026. 2	
						労務調整係数	1.000-00000002000	
	部品費（率計上）水門	扉体 プレートカッター構造スライトゲート(小形) SUS製 758557円	単位	式	数量	1	単価	37,927
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	部品費（率計上）		式	1		37,927		
	計					37,927		
	単価					37,927	円/式	

参考資料（1）

							単価使用年月	2026. 2
							歩掛使用年月	2026. 2
							労務調整係数	1.000-00000002000
名称	規格	単位	式	数量	単価	金額	単価	摘要
製作補助材料費	河川用水門設備 小形水門 826827円					1		107,487
補助材料費		式		1		107,487		
計						107,487		
単価						107,487	円/式	

							単価使用年月	2026. 2
							歩掛使用年月	2026. 2
							労務調整係数	1.000-00000002000
名称	規格	単位	式	数量	単価	金額	単価	摘要
労務費						1		873,600
機械設備製作工		人		28	31,200	873,600		
計						873,600		
単価						873,600	円/式	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

工場塗装		単位	式	数量	1	単価	108,724
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
工場塗装 (酸洗い)	塗装面積 24.71m ²	式	1		108,724		
計					108,724		
単価					108,724	円/式	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	直接材料費		単位	式	数量	1	単価	118,678
	名称	規格	単位		数量	金額		摘要
	鋼板 SUS材	SUS304 t=6 無	k g		0.5	620.11	310	
	鋼板 SUS材	SUS304 t=9 無	k g		38.5	631.31	24,305	
	平鋼 SUS304	SUS304 9×75	k g		2.9	1,023.43	2,967	
	等辺山形鋼 SUS304	SUS304 6×75×75	k g		3.4	929.93	3,161	
	等辺山形鋼 SUS304	SUS304 6×65×65	k g		1.1	929.93	1,022	
	溝形鋼 SUS304	SUS304 10×200×100	k g		78.2	1,111.43	86,913	
	計						118,678	
	単価						118,678	円/式

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

部品費		単位	式	数量	1	単価	63,784
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ボルト	SUS304 M10	kg	0.13	1,100	143		
ナット	SUS304 M10	kg	0.05	1,430	71		
ワッシャー	SUS304 M10	kg	0.02	1,420	28		
ボルト	SUS304 M12	kg	0.67	1,100	737		
ナット	SUS304 M12	kg	0.33	1,500	495		
ワッシャー	SUS304 M12	kg	0.11	2,090	229		
ナット	SUS304 M24	kg	0.43	2,120	911		
ワッシャー	SUS304 M24	kg	0.14	1,620	226		
寸切りボルト	SUS304 M12×140	本	8	3,350	26,800		
寸切りボルト	SUS304 M24×440	本	4	6,440	25,760		
樹脂カプセル	12	本	8	263	2,104		

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

部品費		単位	式	数量	1	単価	63,784
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
樹脂カプセル	24	本	4	1,570	6,280		
計					63,784		
単価					63,784	円/式	

参考資料（1）

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00000002000
	労務費（一般鋼構造物／鋼付設）	補正しない C 0.125t 標準以外(SUS材使用 比率計算) 124.6kg 124.6kg	単位	基	数量	1	単価
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	機械設備製作工		人	4	31,200	124,800	
計						124,800	
単価						124,800	円／基

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00000002000
	製作補助材料費	鋼製付属設備 118678円	単位	式	数量	1	単価
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	補助材料費		式	1		15,428	
計						15,428	
単価						15,428	円／式

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	酸洗施工（m ² 当り）	計上しない	単位	m ²	数量	1	単価	4,400
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
酸洗費			m ²	1	4,400	4,400		
計						4,400		
単価						4,400	円/m ²	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	新設工事輸送費（プレートガードローラ・スライド）	3.91無 129km	単位	式	数量	1	単価	226,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運搬費用			式	1		226,000		
計						226,000		
単価						226,000	円/式	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	修繕工事輸送費(全工種 0 < x × D ≤ 1 0 0)	0.5t 129km	単位	式	数量	1	単価	56,000
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
運搬費用			式	1		56,000		
計						56,000		
単価						56,000	円/式	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	中間振れ止め据付		単位	式	数量	1	単価	60,810
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
鋼製付属設備据付	補正しない C 0.125t 無 無 無		式	1		60,220		
据付補助材料費	鋼製付属設備 59040円		式	1		590		
計						60,810		
単価						60,810	円/式	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	電灯盤据付		単位	式	数量	1	単価	344,405
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	機械設備据付工		人	7.5	30,906	231,795		
	普通作業員		人	1.5	26,928	40,392		
	電工		人	2	29,784	59,568		
	補助材料費		式	1		12,650		
	計					344,405		
	単価					344,405	円/式	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	鋼管ポール	9m ハースプレート式	単位	式	数量	1	単価
名称	規格	単位	数量	単価	金額	251,181	
機械設備据付工		人	6.5	30,906	200,889	摘要	
普通作業員		人	1.5	26,928	40,392		
補助材料費		式	1		9,900		
計					251,181		
単価					251,181	円/式	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	式	数量	単価	金額	単価	摘要
鋼管ポール据付	3m ハースプレート式					1		251,181
機械設備据付工		人		6.5	30,906	200,889		
普通作業員		人		1.5	26,928	40,392		
補助材料費		式		1		9,900		
計						251,181		
単価						251,181	円/式	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	電気配線敷設		単位	式	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額		73,748
								摘要
	管内配線	600V CV8sq-3C	m	14	2,292	32,088		
	管内配線	600V CV3.5sq-3C	m	16.3	1,960	31,948		
	管内配線	600V IV3.5sq	m	14	447	6,258		
	ピット配線	600V CV8sq-3C	m	0.5	1,964	982		
	ピット配線	600V CV3.5sq-3C	m	1.4	1,632	2,284		
	ピット配線	600V IV3.5sq	m	0.5	376	188		
	計					73,748		
	単価					73,748	円/式	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	電気配管敷設		単位	式	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額		220,863
	厚鋼電線管	G28	m	5.5	5,812	31,966		
	厚鋼電線管	G36	m	17.7	6,028	106,695		
	金属製可とう電線管	#30	m	0.4	2,946	1,178		
	金属製可とう電線管	#38	m	2.3	3,196	7,350		
	プルボックス	400W×400D×200H	個	1	51,600	51,600		
	自在バンド	3BD-HD-17	個	1	2,010	2,010		
	自在バンド	IBT-212	個	32	627	20,064		
	計					220,863		
	単価					220,863	円/式	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	足場工	手摺先行型枠組足場 必要 標準	単位	掛m ²	数量	100	単価	5,413
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	1.6	31,620	50,592		
	とび工		人	8.5	29,784	253,164		
	普通作業員		人	1.3	26,928	35,006		
	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	25 t 吊	日	1.4	53,200	74,480		
	諸雑費 (率+まるめ) 31%		式	1		128,058		
	計					541,300		
	単価					5,413	円/掛m ²	

参考資料 (2)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	鋼板 SUS材	SUS304 t=6 無	単位	k g	数量	1,000	単価	620.11
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	ステンレス板	SUS304 4 ≤ t ≤ 6	k g	1,120	565	632,800		
	スクラップ	ステンレス 新切 18cr	k g	-84	151	-12,684		
	計					620,116		
	単価					620.11	円/k g	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	鋼板 SUS材	SUS304 t=9 無	単位	k g	数量	1,000	単価	631.31
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	ステンレス板	SUS304 6 < t ≤ 9	k g	1,120	575	644,000		
	スクラップ	ステンレス 新切 18cr	k g	-84	151	-12,684		
	計					631,316		
	単価					631.31	円/k g	

参考資料 (2)

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00000002000
	平鋼 SUS304	SUS304 9×75	単位	k g	数量		
						1,000	1,023.43
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
平鋼		SUS304 FB75×9					
			K g	1,100	940	1,034,000	
スクラップ		ステンレス 新切 18cr					
			k g	-70	151	-10,570	
計						1,023,430	
単価						1,023.43	円/k g

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00000002000
	等辺山形鋼 SUS304	SUS304 6×75×75	単位	k g	数量		
						1,000	929.93
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
等辺山形鋼		SUS304 L6×75×75					
			K g	1,100	855	940,500	
スクラップ		ステンレス 新切 18cr					
			k g	-70	151	-10,570	
計						929,930	
単価						929.93	円/k g

参考資料 (2)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	等辺山形鋼 SUS304	SUS304 6×65×65	単位	k g	数量	1,000	単価	929.93
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	等辺山形鋼	SUS304 L6×65×65	K g	1,100	855	940,500		
	スクラップ	ステンレス 新切 18cr	k g	-70	151	-10,570		
	計					929,930		
	単価					929.93	円/k g	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	溝形鋼 SUS304	SUS304 10×200×100	単位	k g	数量	1,000	単価	1,111.43
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	溝形鋼	SUS304 [10×200×200	K g	1,100	1,020	1,122,000		
	スクラップ	ステンレス 新切 18cr	k g	-70	151	-10,570		
	計					1,111,430		
	単価					1,111.43	円/k g	

参考資料（２）

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00000002000
	鋼製付属設備据付	補正しない C 0.125t 無 無 無	単位	式	数量	1	単価
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械設備据付工							
			人	1.6	30,906	49,449	
普通作業員							
			人	0.4	26,928	10,771	
計						60,220	
単価						60,220	円/式

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00000002000
	据付補助材料費	鋼製付属設備 59040円	単位	式	数量	1	単価
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
補助材料費							
			式	1		590	
計						590	
単価						590	円/式

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	管内配線	600V CV8sq-3C	単位	m	数量	1	単価	2,292
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
ケーブル及び電線配線	管内配線 20mm以下 新設	m	1	1,639	1,639			
架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	600V (CV) 8mm ² 3心	m	1	653	653			
計					2,292			
単価					2,292		円/m	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	管内配線	600V CV3.5sq-3C	単位	m	数量	1	単価	1,960
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
ケーブル及び電線配線	管内配線 20mm以下 新設	m	1	1,639	1,639			
架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	600V (CV) 3.5mm ² 3心	m	1	321	321			
計					1,960			
単価					1,960		円/m	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	管内配線	600V IV3.5sq	単位	m	数量	1	単価	447
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
ケーブル及び電線配線	管内配線 5mm以下 新設	m	1	357.4	357			
600Vビニル絶縁電線	IV 3.5mm2	m	1	90.7	90			
計					447			
単価					447		円/m	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	ピット配線	600V CV8sq-3C	単位	m	数量	1	単価	1,964
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
ケーブル及び電線配線	ピット配線 20mm以下 新設	m	1	1,311	1,311			
架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	600V (CV) 8mm2 3心	m	1	653	653			
計					1,964			
単価					1,964		円/m	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	ピット配線	600V CV3.5sq-3C	m			1	1,632
	ケーブル及び電線配線	ピット配線 20mm以下 新設	m	1	1,311	1,311	
	架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	600V (CV) 3.5mm ² 3心	m	1	321	321	
	計					1,632	
	単価					1,632	円/m

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	ピット配線	600V IV3.5sq	m			1	376
	ケーブル及び電線配線	ピット配線 5mm以下 新設	m	1	286	286	
	600Vビニル絶縁電線	IV 3.5mm ²	m	1	90.7	90	
	計					376	
	単価					376	円/m

参考資料（２）

							単価使用年月	2026. 2	
							歩掛使用年月	2026. 2	
							労務調整係数	1.000-00000002000	
	厚鋼電線管	G28	単位	m	数量		1	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
電線管敷設		厚鋼 36mm以下 新設 ｷﾞﾙ留め 2m未満 補正なし	m	1	5,064	5,064			
厚鋼電線管		G 2 8	m	1	748.4	748			
計						5,812			
単価						5,812	円/m		

							単価使用年月	2026. 2	
							歩掛使用年月	2026. 2	
							労務調整係数	1.000-00000002000	
	厚鋼電線管	G36	単位	m	数量		1	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
電線管敷設		厚鋼 36mm以下 新設 ｷﾞﾙ留め 2m未満 補正なし	m	1	5,064	5,064			
厚鋼電線管		G 3 6	m	1	964.2	964			
計						6,028			
単価						6,028	円/m		

参考資料（２）

							単価使用年月	2026. 2	
							歩掛使用年月	2026. 2	
							労務調整係数	1.000-00000002000	
	金属製可とう電線管	#30	単位	m	数量		1	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
	金属製可とう電線管敷設	38mm以下 新設	m	1	1,936	1,936			
	金属製可とう電線管	ビニル被覆 二種 30mm	m	1	1,010	1,010			
	計					2,946			
	単価					2,946	円/m		

							単価使用年月	2026. 2	
							歩掛使用年月	2026. 2	
							労務調整係数	1.000-00000002000	
	金属製可とう電線管	#38	単位	m	数量		1	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
	金属製可とう電線管敷設	38mm以下 新設	m	1	1,936	1,936			
	金属製可とう電線管	ビニル被覆 二種 38mm	m	1	1,260	1,260			
	計					3,196			
	単価					3,196	円/m		

参考資料（3）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	ケーブル及び電線配線	管内配線 20mm以下 新設	単位	m	数量	100	単価	1,639
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	5.5	29,784	163,812		
諸雑費（まるめ）			式	1		88		
計						163,900		
単価						1,639	円/m	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	ケーブル及び電線配線	管内配線 5mm以下 新設	単位	m	数量	100	単価	357.4
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	1.2	29,784	35,740		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						35,740		
単価						357.4	円/m	

参考資料 (3)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	ケーブル及び電線配線	ビット配線 20mm以下 新設	単位	m	数量	100	単価	1,311
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	4.4	29,784	131,049		
諸雑費 (まるめ)			式	1		51		
計						131,100		
単価						1,311	円/m	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	ケーブル及び電線配線	ビット配線 5mm以下 新設	単位	m	数量	100	単価	286
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	0.96	29,784	28,592		
諸雑費 (まるめ)			式	1		8		
計						28,600		
単価						286	円/m	

参考資料 (3)

							単価使用年月	2026. 2
							歩掛使用年月	2026. 2
							労務調整係数	1.000-00000002000
	電線管敷設	厚鋼 36mm以下 新設 サドル留め 2m未満 補正なし	単位	m	数量		単価	
					100			5,064
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	17	29,784	506,328		
諸雑費 (まるめ)			式	1		72		
計						506,400		
単価						5,064	円/m	

							単価使用年月	2026. 2
							歩掛使用年月	2026. 2
							労務調整係数	1.000-00000002000
	金属製可とう電線管敷設	38mm以下 新設	単位	m	数量		単価	
					100			1,936
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	6.5	29,784	193,596		
諸雑費 (まるめ)			式	1		4		
計						193,600		
単価						1,936	円/m	

R 7 高部排水樋管ゲート設備更新工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 製作原価	12,443,709	(15) 機器単体費	9,028,300
(2) 据付工事原価	14,558,790	(16) 合算機器単体費	0
(3) 中止期間中の現場維持等の費用	0		
(4) 設計技術費	604,000		
(5) 工事原価	27,606,499		
(1)+(2)+(4)			
(6') 一般管理費等 (計上額)	5,133,501	(6) 一般管理費等 (計算額)	5,140,329
(7') その他費目計	0		
(8) 業務委託料等	0		
(9) 工事価格	32,740,000		
(5)+(6')+(7')+(8) (万円未満切り捨て)			
(10) 消費税等相当額	3,274,000		
(11) 請負工事費	36,014,000		
(9)+(10)			
(12) 入札書比較価格	32,740,000		
(請負工事費の100/110)			
(13) 調査基準価格	32,615,000		
(14) 調査基準価格の100/110	29,650,000		

工場管理費

工場管理費

機械設備名	工場管理費対象額	工場管理費率	計上額
水門設備（小形水門）	1,724,727	25 %	431,181

工場管理費計 431,000

工場管理費対象純製作費

単独（追加工事）	1,724,727	
全処分費を除く工場管理費対象純製作額	1,724,727	
非対象額計（－）	10,288,022	
管理費区分6・A・B・C・D	877,240	（材料費 鋼材）
管理費区分E・F・Z 9 9 2 3	382,482	（材料費 鋼材を除く）
管理費区分3	9,028,300	（機器単体費）
管理費区分L	0	（輸送費）
管理費区分2	0	（設計技術費・一般管理費のみ対象額）
管理費区分5	0	（一般管理費のみ対象額）
管理費区分9	0	（率計算の非対象額）

工場管理費

単独（追加工事） 431,000

共通仮設費

主たる工種					
単独（追加工事）： 水門設備（小形水門）			合算工事：		
対象工事費	7,413,790	据付直接工事費	7,413,790	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額					
単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）					
管理費区分2	0	（設計技術費・一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分3	0	（機器単体費）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分7	0	（支給品（製作品・機器単体費）の額）			
管理費区分9	0	（率計算の非対象額）			
管理費区分T	0	全処分費等のうち3%または3000万円を超える額			
対象額（＋）					
支給品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
共通仮設費対象額					
単独（追加工事）	7,413,790	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	7,413,790	現工事	0	合算工事	0
共通仮設費（率分）					
率（補正前）	17.03 %		0 %		
施工地域等補正	0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）	17.37 %	（17.03% × 週休1.02）			
計上額					
単独（追加工事）	1,287,000	現工事	0	合算工事	0
				調整工事計上額	0

(積上分) 共通仮設費

共通仮設費 (積上分)

運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0				

共通仮設費 (積上分) 計

0

据付間接費・現場管理費

据付間接費	据付間接費対象額	据付間接費率	計上額
機械設備名 水門設備（小形水門）	4,438,101	90 %	3,994,290
据付間接費計			3,994,000
現場管理費			
単独（追加工事）純工事費	8,700,790	単独（追加工事）据付直接工事	7,413,790
非対象額計（－）	0	単独（追加工事）共通仮設費	1,287,000
管理費区分2	0	（設計技術費・一般管理費等のみ対象額）	
管理費区分3	0	（機器単体費）	
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）	
管理費区分7	0	（支給品（製作品・機器単体品）の額）	
管理費区分9	0	（率計算の非対象額）	
管理費区分T	0	全処分費等のうち3%または3000万円を超える額	
対象額（＋）	0		
支給品	0		
無償貸付機械等評価額	0		
事業損失防止施設費	0		
現場管理費対象純工事費			
単独（追加工事）	8,700,790	現工事	0
全処分費等を除く現場管理費対象 純工事費	8,700,790	現工事	0
現場管理費率（補正前）	20.81 %	現工事	0 %
施工地域等補正	0 %	熱中症補正	0 %
砂防・地滑り補正	0 %		ICT施工補正
現場管理費率（補正後）	21.43 %	（20.81% × 週休1.03）	
現場管理費計上額			
単独（追加工事）	1,864,000	現工事	0
		合算工事	0
		調整工事計上額	0
（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	262,825		

設計技術費

製作原価							
単独（追加工事）	12,443,709						
据付工事原価							
単独（追加工事）	14,558,790						
非対象額計（－）							
管理費区分5	0						(一般管理費のみ対象額)
管理費区分9	0						(率計算の非対象額)
管理費区分T	0						(対象額に含まれる全処分費)
管理費区分M	0						(設計技術費のみ非対象額)
中止期間中の現場維持費	0						(据付工事原価に含まれる中止期間中の現場維持費計上額)
対象額（＋）							
支給品費	0						
設計技術費対象額							
単独（追加工事）	27,002,499	現工事		0		合算工事	0
全処分費を除く設計技術費対象額	27,002,499						
標準設計技術費率							
工種		水門設備（小形水門）					
単独（追加工事）	2.24 %	現工事		0 %		合算工事	0 %
設計技術費							
単独（追加工事）	604,000	現工事		0		合算工事	0
						調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

主たる工種						
単独（追加工事）	水門設備（小形水門）					
工事原価						
単独（追加工事）	27,606,499	現工事	0	合算工事		0
非対象額計（－）						
管理費区分9	0	（率計算の非対象額）				
管理費区分T	0	全処分費等のうち3%または3000万円を超える額				
一般管理費等対象工事原価						
単独（追加工事）	27,606,499	現工事	0	合算工事		0
全処分費を除く一般管理費等対象額						
標準一般管理費率						
単独（追加工事）	25.11 %	現工事	0 %	合算工事		0 %
製作原価における機器単体費（管理費区分3）						
単独（追加工事）	9,028,300	現工事	0	合算工事		0
工事原価に占める機械単体費の比率（K）						
単独（追加工事）	0.33	現工事	0	合算工事		0
機器単体費補正係数（R）						
単独（追加工事）	0.74	現工事	0	合算工事		0
前払金支出割合による補正係数						
単独（追加工事）	1	現工事	0			
財団法人等による補正係数						
単独（追加工事）	1	現工事	0			
契約保証に係る一般管理費等対象工事原価						
契約保証に係る補正值	0.04					
一般管理費等率						
単独（追加工事）	18.62 %	現工事	0 %	合算工事		0 %
一般管理費等						
単独（追加工事）	5,133,501	現工事	0	合算工事		0
業務委託料等						
単独（追加工事）	0					
調査基準価格						
単独（追加工事）	32,615,000					
調査基準価格100/110						
単独（追加工事）	29,650,000					(90.56 %)

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 高部排水樋管ゲート設備更新工事

国土交通省 関東地方整備局
甲府河川国道事務所 防災課

工事数量総括表

工事名	R 7 高部排水樋管ゲート設備更新工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
製作工		式		1		
小形水門製作		式		1		
水門設備		式		1		
扉体 (小形水門)	プレートゲート構造スライドゲート (四方水密) 純径間2.3m 有効高1.7m	門		1		
開閉装置	電動ラック式 操作盤搭載型	門分		1		
付属設備		式		1		
中間振れ止め		個		1		
電灯盤		面		1		
屋外灯		式		1		
鋼管ポール (自営柱3)	9 m、ベースプレート式	本		1		
鋼管ポール (屋外灯用)	3 m、ベースプレート式	本		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 高部排水樋管ゲート設備更新工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
間接労務費		式		1		
純製作費		式		1		
工場管理費		式		1		
製作原価		式		1		
据付工		式		1		
小形水門輸送工		式		1		
輸送工		式		1		
小形水門輸送		式		1		
小形水門設備据付		式		1		
小形水門据付工		式		1		
据付 (小形水門)		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 高部排水樋管ゲート設備更新工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
据付 (付属設備)		式		1		
撤去 (小形水門)		式		1		
現場発生産品運搬		式		1		
電気配線配管敷設		式		1		
直接経費 (水門・据付)	小形水門設備 撤去含む	式		1		
仮設工		式		1		
仮設工		式		1		
足場		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
共通仮設費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 高部排水樋管ゲート設備更新工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
据付間接費		式		1		
据付工事原価		式		1		
設計技術費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

R 7 高部排水樋管ゲート設備更新工事

特記仕様書

令和7年12月

国土交通省 関東地方整備局
甲府河川国道事務所

工事名 : R7高部排水樋管ゲート設備更新工事
工事場所 : 山梨県中央市高部地先
工期 : 令和9年3月5日から令和10年3月24日まで

第1条 適用

1. この特記仕様書は、機械工事共通仕様書（案）（令和7年度版）（国土交通省 HP 参照（https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000022.htm）以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、R7高部排水樋管ゲート設備更新工事（以下「本工事」という。）の施工に適用する。
2. 本工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>

第2条 条件明示

本工事における「条件明示」については、別紙ー1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第3条 配置予定技術者

本工事の主任技術者は、次の1又は2に掲げる者でなければならない。

1. 主任技術者は、建設業法第7条2号イ、ロ、ハで定めるものとする。
 - イにあつては土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。）、建築学又は機械工学に関する学科を修めた者。
 - ハにあつては、次のいずれかの資格を有する者、又は国土交通大臣がイ又はロと同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者。
 - ・ 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士の資格を有する者。
 - ・ 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士の資格を有する者。
 - ・ 1級建築士の資格を有する者。
 - ・ 技術士（建築部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設－鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。））の資格を有する者。
 - ・ 技能検定のうち検定職種を1級の鉄工（選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限る。）の資格を有する者。又は検定職種を2級の鉄工とするものに合格した後、鋼構造物工事に関し3年以上実務の経験を有する者。
 - ・ 本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者。

第4条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

2. 主任技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第5条 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者（以下、「専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。なお、詳細な運用は「監理技術者制度運用マニュアル」による。）
 - （1）各工事の請負金額が1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。
 - （2）工事現場間の距離は、1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。
 - （3）下請次数は3次までであること。
 - （4）現場に連絡員（※）を配置していること。
※連絡員とは、監理技術者又は主任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者をいう。
※土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること。
 - （5）施工体制を確認出来る情報通信技術の措置を講じていること。
 - （6）人員の配置を示す計画書の作成及び現場に備え置いていること。
 - （7）現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。
 - （8）監理技術者又は主任技術者が兼務できる工事数は2件までであること。なお、専任特例2号の場合の監理技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
3. 本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者として配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
 - （1）専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）
4. 本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者として兼務する事となった場合、第1項(3)～(6)について施工計画書、施工体系図等へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置を行

う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第6条 コリンズへの登録

1. 工事カルテの作成、登録については、共通仕様書「1-1-12 コリンズ(CORINS)への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不正実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第7条 コリンズへの位置情報の入力

共通仕様書 1-1-12 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

山梨県中央市高部地先 緯度 35° 35' 15" 経度 138° 33' 13"

第8条 コリンズへの工事概要の入力

共通仕様書 1-1-12 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例)

扉体更新 1門、開閉装置更新 1門分、機側操作盤新設 1面

第9条 コリンズへの設計業務名及びテクリス番号の入力

共通仕様書 1-1-12 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については下表のとおりとする。

業務名	テクリス番号
R5 甲府樋管ゲート遠隔制御設備更新 他詳細設計業務	4056738182

第10条 低入札価格調査制度対象工事に対する調査協力

1. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合には、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制の強化」の追加として下記の調査に協力しなければならない。

- (1) 受注者は、下請負者の協力を得て諸経費動向調査票（公共工事機械設備共同調査）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
- (2) 受注者は、提出された諸経費動向調査票（公共工事機械設備共同調査）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
- (3) 工事コスト調査に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は甲府河川国道事務所のホームページにより公表する。
- (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。
 なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後に、工事成績評点を通知する。
 公表資料は下表のとおり。

資料名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請けにおける当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請けにおける当初と実績の比較表
比較表－３	元請けの手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請けの資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査	元請、下請けの工事費内訳

第 11 条 低入札価格調査制度対象工事に係る品質確保等について

予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合には、次に示すとおり施工管理を強化するものとする。

1. 溶接における施工管理の強化

溶接の施工管理は、「機械工事施工管理基準（案）」（令和 3 年 3 月）によるほか、以下による。

- (1) 受注者は、突合せ継手については、突合せ溶接延長の 10% 以上について放射線透過試験を行うものとする。

なお、放射線透過試験が適切に実施できない場合などは、超音波探傷試験を代替方法とすることができる。

- (2) 受注者は、主要構造部の T 継手溶接部については、当該継手溶接延長の 10% 以上について超音波探傷試験を行うものとする。

2. 溶接における監督・検査等の強化

- (1) 発注者は段階確認において、1 項(1)及び(2)の非破壊試験に対し、1 工事につき 1 回以上立会うものとする。

- (2) 発注者は、段階確認や検査時等において、溶接部の内部欠陥の有無を確認するため、受注者が行う非破壊試験結果の確認に加え、任意の箇所（1設備1箇所以上）を選定し、超音波探傷試験による確認を行うことができる。
- (3) 発注者は段階確認や検査時等において、溶接部の表面欠陥の有無を確認するため、任意の箇所（1設備1箇所以上）を選定し、浸透探傷試験による確認を行うことができる。

第12条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和7年3月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和7年3月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係電子書類一覧表」（別紙様式ー15）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第13条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によるものとする。

第14条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和7年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員等及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

- ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第15条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」

(<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>) によるものとする。

第16条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第17条 ワンデーレスポンス

1. 本工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>

//www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。

5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第18条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

1. 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
2. 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を經由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第19条 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書1-1-22から1-1-24に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第20条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不相当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不相当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第21条 工事現場発生品

1. 工事施工箇所から発生する扉体等の引渡し場所は、穏池排水機場（運搬距離L=3.0km）とする。
2. 現場発生品は下表のとおりとする。

品目	規格	単位	数量	引渡場所	運搬距離	摘要
扉体		門	1	穏池排水機場	3.0km	
開閉装置		式	1	穏池排水機場	3.0km	
中間振れ止め		個	1	穏池排水機場	3.0km	

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 2 2 条 承諾図書

監督職員は、承諾図書の提出日から 30 日以内に回答する。また、補足、修正及び再設計を求めた場合は、必要事項を修正し再提出するものとする。再提出に対する回答も再提出日から 30 日以内に行う。

第 2 3 条 施工図

1. 受注者は当該機械の維持、修繕、改修、更新等のために必要な範囲で、発注者及び当該機械の維持、修繕、改修、更新等を請け負った者が施工図を自ら複製し及び翻案、変形、改変その他の修正をすること、並びにこれらの者が委託した第三者を介して複製させ、及び翻案、変形、改変その他の修正をさせることを許諾する。

なお、かかる許諾に伴い施工図等が翻案、変形、改変その他修正された場合には、発注者は当該修正等を行った者の名称及び修正箇所を当該施工図等に表示するものとする。受注者は、当該修正等が実施された場合には、それ以降、元の施工図等に基づく工事についての責任を免除されるものとする。

2. 受注者は、施工図等が著作権法（令和 3 年 6 月改正法律第 52 号）の著作物に該当する場合において著作権法第 19 条第 2 項及び第 20 条第 1 項の権利を行使しないものとする。

3. 受注者は、施工図等が著作権法の著作物に該当する場合において、施工図等にかかる著作権法第 2 章及び第 3 章の権利を第三者に譲渡し、又は許諾してはならない。

ただし、あらかじめ発注者の承諾又は同意を得た場合はこの限りではない。

4. 受注者は、施工図等が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の措置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の措置を講じるものとする。

第 2 4 条 電子納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品要領 機械設備工事編(令和 5 年 3 月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン 機械設備工事編【工事】(令和 6 年 3 月)」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第25条 維持管理情報データベース統一様式

受注者は、整備内容を別途監督職員より通知される「機械設備の維持管理情報データベース統一様式」（以下「統一様式」という。）に記入し監督職員へ提出しなければならない。なお試運転を行う場合は点検整備標準要領に基づき整備前後に測定したデータを記入するものとする。

また、統一様式に記載されていない項目であっても施設保全上測定が必要と思われるものについてはこれを充足するものとし、記入方法については監督職員の確認を受けるものとする。

第26条 予備品リスト

本工事で納入する予備品について、別紙様式－20に記載し、工事完了までに監督職員に提出しなければならない。

第27条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来高管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」
 - ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事
3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第28条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければ

ばならない。

第29条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）（以下、「写真管理基準」という）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア（一社）施工管理ソフトウェア産業協会<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（令和5年3月）に準ずるが、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェ

ックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会
<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第30条 快適トイレの試行

1. 内容

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９）サンタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （１２）室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- （１３）擬音装置（機能を含む）
- （１４）着替え台
- （１５）臭気対策機能の多重化
- （１６）室内温度の調整が可能な設備
- （１７）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、監督職員と協議するものとする。

3. その他

快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第31条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- (1) 労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- (2) 労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- (3) 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

4. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、1箇所8人(うち有資格誘導員4人)とし、1箇所計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的

要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

第32条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）1名以上を充て、他は経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第33条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

(1) 真夏日の定義

日最高気温が30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

(2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

① 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25℃以上となる日を真夏日とみなす。

② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を真夏日とする。

③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\cdot \text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\cdot \text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}$$

※ 真夏日補正係数：1. 2

第34条 安全管理推進技術者等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第 3 5 条 出水期間中の現場管理について

本工事における出水期間中の現場管理については、共通仕様書 第 1 編「1-1-41 工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等、施工中の退避時の措置等（以下「防災措置等」という。）必要な対策を講ずるものとする。

なお、上記については、共通仕様書第 1 編「1-1-8 施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。

防災措置に要する費用については設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第 3 6 条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成 28 年 12 月関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP>河川>技術情報に掲載している。

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第 3 7 条 環境対策（特定調達品目の調達実績の調査）

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が令和 8 年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第 3 8 条 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機第 58 号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第39条 交通安全管理（過積載による違法運行の防止対策）

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第40条 工期

1. 工期は、雨天・休日等を見込み令和8年3月5日から令和10年3月24日までとする。

なお、休日等には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

①準備期間（据付）	30日間
②後片付け期間	10日間
③雨休率（実働工期日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数 実働日数×係数）	1.7

2. 本工事の工期は出水期間を含んでいる。
3. 6月1日から10月31日を出水期間とし、河川区域における工事行っていないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。
なお、既存堤防の治水上の安全を下げないように留意すること。
 - ・準備・後片付け
 - ・その他監督職員が承諾した工種
4. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第41条 余裕期間制度の活用

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬

入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：令和8年3月5日から令和10年3月24日まで

(余裕期間：契約締結日の翌日から令和8年3月4日まで)

※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

第42条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第43条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第44条 週休二日の対応

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（完全週休2日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休2日

①完全週休2日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期をさけることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

・1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定

・変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合

③官公庁の休日の場合

完全週休2日(土日)の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。

7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日(土日)を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日(土日)が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休2日(土日)の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第45条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月(ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く)をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、富士川観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量が10mm以上/日の日を想定している。

2. 本試行のアンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第46条 個人情報の取り扱いについて

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあるこ

とを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

(1) 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－２）を発注者に提出しなければならない。

(2) 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

9. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第47条 施工時期及び施工時間の変更

本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	全ての工事	8：30～17：00

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。
各々の標準作業時間には日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

第48条 受注者相互の協力（他工事等との調整）

1. 下記工事等の受注業者とは、現場が連続し施工や作業が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事等の円滑な進捗に努めるもの

とする。

2. 本工事との調整工事等は以下のとおりとする。

件名	施工・作業範囲	工期等（予定）
R 8 甲府機械設備点検整備業務	機械設備点検	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日
R 8 甲府電気通信設備保守業務	電気通信機器点検	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日
R 7 小池川樋門外3箇所操作制御設備更新工事	機械設備工事	令和8年3月5日～ 令和10年3月24日

第49条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ② 公共工事等において実用段階に達している技術
- ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術
URL: <https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS>
- 2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
- 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第50条 新技術の活用「施工者選定型」

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

2. 本工事において、第49条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技

術に示す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

3. 受注者は、選定した新技術が第49条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたりNETIS申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用はNETIS申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「-VE」以外のNETIS登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。なお、「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第51条 建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者(監督員)における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案)R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

- ① 受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立

会」を行うものとする。

- ② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮すること。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、いずれのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式－19 を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。

詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日（国不

建第 578 号)」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

(8) 通信環境

遠隔臨場の実施にかかる通信環境整備は、発注者の費用負担にて行うものとする。なお、通信環境整備に関する詳細は、監督職員と協議を行うものとする。

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第 5 2 条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実績状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。
これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第53条 契約後VE方式

1. 定義

「VE提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. VE提案の意義及び範囲

(1) 受注者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

(2) 以下の提案は、VE提案の範囲に含まないものとする。

1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. VE提案書の提出

(1) 受注者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書（別紙様式－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

1) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由

2) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

3) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

4) 発注者が別途発注する関連工事との関係

5) 工業所有権等の排他的権利を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項

6) その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項

(2) 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

(3) 受注者は、前項のV E提案を契約の締結日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。

(4) V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. V E提案書の審査

提出されたV E提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5. V E提案の採否等

V E提案の採否について、原則として、V E提案の受領後14日以内に書面（別紙様式-5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. V E提案を採用した場合の設計変更等

(1) V E提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

(2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

(3) 前項の変更を行う場合においては、V E提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「V E管理費」という。）を削減しないものとする。

(4) V E提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がV E提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E管理費については、原則として変更しないものとする。

7. V E提案の活用と保護

評定の結果、当該V E提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

8. 責任の所在

発注者がV E提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第54条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上

の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第49条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評価

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第55条 出来高部分払い方式について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」[国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照]に基づき行うものとする。

第56条 見積活用方式の試行について

本工事は、直接工事費及び共通仮設費の一部について、見積もりの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。

直接工事費における工種「小形水門製作」のうち、種別「水門設備」の細別「扉体（小形水門）」、直接工事費における工種「小形水門設備据付」のうち、種別「小形水門据付工」の細別「据付（小形水門）」、「直接経費（水門・据付）」に係わるものについて、見積書の提出を求め、予定価格作成の為の参考とする工事である。

見積採用工種等の変更については、他の工種と同様の扱いとする。

第57条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）

（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選

定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。

4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第58条 総価契約単価合意方式について

1. 目的

本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

2. 共通仕様書 1-1-4 請負代金内訳書及び工事費構成書の適用

共通仕様書 1-1-4 第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。

受注者は、契約書第3条第1項の規定に基づき請負代金内訳書を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。

3. 合意単価の公表

発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第59条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

なお、本工事の現場技術業務を担当する現場技術業務員の氏名は、別途監督職員より通知する。

第60条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

なお、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

また、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第61条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号 最終改正令和3年9月1日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではなら

ない。

2. 施工体制の点検員は本工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 本工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第62条 監督職員による確認及び立会等

本工事の段階確認は次のとおりとする。ただし、段階確認項目、検査（確認）方法、対象設備の詳細区分については施工計画書に記載し提出するものとする。

項目	実施時期	対象設備
材料確認	工場：納入後、製作開始前 現場：納入後、据付開始前	扉体
溶接確認	工場：溶接完了時	扉体
寸法確認	工場：仮組立完了時 現場：据付完了時	扉体、開閉装置
機能確認	工場：製作完了時 現場：据付完了時	操作制御設備
性能確認	工場：製作完了時 現場：据付完了時	開閉装置
施工状況確認 （緊張試験）	現場：あと施工アンカ 施工後機器据付前	開閉装置
現地試運転確認	総合試運転実施時	

材料確認をすべて工場で実施する場合など、本工事において該当しない項目がある場合は、その旨を施工計画書に記載するものとする。

現地試運転確認においては、無負荷（扉体自重のみ）による開閉動作確認とする。ただし、現地状況等により開閉動作が行えない場合には監督職員と協議するものとする。

第63条 仮設工

1. 本工事に関する仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、施工するものとする。

第64条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定め、施工計画書に記載するものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第65条 地震発生後の建設工事現場の点検

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

1. 気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。
 - 1) 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。
 - 2) 現場休工期（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。
- ※開庁日に現場が休工期であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。
2. 気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工期（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第66条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、本工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第67条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

第68条 鑄鍛鋼品の超音波探傷試験方法

機械工事施工管理基準（案）によるほか、鑄鍛鋼品等の材料を購入する際に行う非破壊試験においては、非破壊試験技術者の資格証明書の資格情報について認証機関へ照会するなど、原本であることの確認を行うこと。

第69条 あと施工コンクリートアンカ

1. あと施工コンクリートアンカの施工にあたり、対象施設の劣化程度、配筋の位置などを調査するものとし、項目は以下のとおりとする。

なお、事前調査段階において躯体等が強度上耐えられないことが判明した場合には、対応方針について監督職員と協議するものとする。

(1) 施工に際し問題ない状況であるかどうかを目視にて調査

- ・躯体に劣化があるか。
- ・クラックや欠損がないか など

(2) コンクリート内部探査器などを使用し、配筋の位置を調査

2. あと施工コンクリートアンカ削孔部の測定データは、削孔径及び深さとし、計測状況を数値が確認できる写真に記録しなければならない。

第70条 工事概要

本工事は、甲府河川国道事務所管内にある高部排水樋管について、設備の信頼性の向上、危機対応能力の向上を目的として、老朽化した扉体の更新及び開閉装置の電動化を行うものである。

第71条 工事施工範囲

工事の施工範囲は下記に示す設備の製作、輸送、撤去、据付、現地試運転までとする。なお、受注者は完成までに当該設備管理者に対する操作説明を行うものとし、この操作説明は本工事の施工範囲に含まれている。

工種	種別	細別	単位	数量	施工内容	備考
小形水門設備	水門設備	扉体	門	1	既設撤去 製作・据付	
		開閉装置	門分	1	既設撤去 製作・据付	操作盤搭載型
	付属設備	中間振れ止め	個	1	既設撤去 製作・据付	

		鋼管ポール	本	1	製作・据付	自営柱3
		電灯盤	面	1	製作・据付	
		屋外灯	本	1	製作・据付	

注) 1. 次の内容は施工範囲内とする。

- (1) 動力線及び制御線の配線配管と端子接続
- (2) 機側操作盤から各機器までの二次側配線配管と端子接続
- (3) 自営柱3から各機器までの配線配管と端子接続
- (4) アンカーボルトの施工
- (5) クレーン設置個所の敷鉄板の設置・撤去
- (6) 機側操作盤内の遠方端子台及びTM子局盤用電源部の設置

2. 次の内容は施工範囲外とする。

- (1) コンクリート柱（自営柱1、自営柱2）の設置
- (2) 高部排水機場から鋼管ポール（自営柱3）までのメッセンジャーワイヤー及び配線敷設

第72条 設計条件

- (1) 設計水位
 - 外水位：TP+253.270m
 - 内水位：TP+247.600m
- (2) 操作水位
 - 外水位：TP+248.000m
 - 内水位：TP+249.000m
- (3) 敷高 TP+247.600m
- (4) 揚程 1.800m

第73条 主要仕様

- (1) ゲート形式 : 鋼製スライドゲート
- (2) 純径間×有効高 : 2.300m × 1.700m
- (3) 門数 : 1門
- (4) 水密方式 : 後面四方ゴム水密
- (5) 開閉方式 : 電動ラック式(1本)
- (6) 揚程 : 1.800m
- (7) 開閉速度 : 0.300m/min
- (8) 操作方式 : 機側

第74条 準拠基準

受注者は、本工事の施工にあたって第1条によるほか、下記に示す基準等に準じて施工しなければならない。これらの基準等は、契約時点における最新のものを適用しなければならない。

- | | |
|------------------------|-------------------|
| (1) 機械工事施工管理基準 (案) | (国土交通省) |
| (2) 機械工事完成図書作成要領 (案) | (国土交通省) |
| (3) ダム・堰施設技術基準 (案) | ((社) ダム・堰施設技術協会) |
| (4) 水門・樋門ゲート設計要領 (案) | ((社) ダム・堰施設技術協会) |
| (5) ゲート用開閉装置設計要領 (案) | ((社) ダム・堰施設技術協会) |
| (6) 機械工事塗装要領 (案) ・ 同解説 | (国土交通省) |
| (7) 土木工事必携 | (関東地方整備局) |

第75条 仮設機材

1. 工事中電力、光熱、用水は全て受注者の負担とする。
2. ゲート設備に使用するクレーンは高水敷または堤防天端に設置するものとし、クレーン設置箇所は敷鉄板を敷設するものとする。
3. 施工時に必要な足場を設置するものとする。
4. 施工中においても樋管の自然流下機能を妨げない様に仮設を施すものとする。
5. 総合試運転は発電機による仮設電源で実施するものとする。

第76条 電気配線

電気配管及び配線の種類は次のとおりとする。

- | | | |
|-----------|---|--------------|
| 屋外露出部配管 | : | 厚鋼電線管 |
| 機器への接続部配管 | : | 二種金属製可撓電線管 |
| 動力線 | : | 200V CVケーブル |
| 操作・制御線 | : | 100V CVVケーブル |

第77条 使用材料

使用する材料は、次に示すものまたはこれらと同等品以上とする。

区分名称	用途	材料名	記号
扉体	扉体主要部材	一般構造用圧延鋼材	SUS304
	ゴム押さえ	ステンレス鋼	SUS304
	水密ゴム	合成ゴム	CR
	ボルト・ナット	ステンレス鋼	SUS304
付属設備	中間振れ止め	ステンレス鋼	SUS304

第78条 塗装

1. ステンレス鋼の表面処理
ステンレス表面は工場での不動態化処理として酸洗いを実施するものとする。
機器等購入品の表面処理はメーカー標準仕様とする。
2. 機器等購入品について
機器等購入品の塗装仕様については、メーカー標準仕様とするが、塗装色については、別途監督職員と協議するものとする。
ただし、事前に承諾図書に記載し、監督職員の承諾を得るものとする

第79条 機器仕様

- (1) 開閉装置 (操作盤搭載型)

開閉装置の仕様は次の通りとし、自重降下が可能な構造とする。

台 数：1門分

開閉形式：電動ラック式 1本吊

巻上能力：30kN以下

(2) 機側操作盤（開閉装置に搭載）

①供給電源は動力電源50Hz、3φ3W AC200Vとし、電灯電源50Hz、1φ2W AC100Vとする。

操作回路及び盤内照明等の電源は盤内にて分岐するものとする。

②機側操作盤の仕様は、次のとおりとする。

形 式：屋外閉鎖型

数 量：1面

操作対象：ラック式開閉装置1門用

装備器具：共通仕様書に示すものの他下記の器具を装備すること。

名称銘板	1式
集合表示灯	1式
開度指示計	1式
運転時間積算計	1式
漏電リレー	1式
補助リレー、タイマ	1式
避雷器	1式
変流器	1式
端子台	1式
3Eリレー	1式
コンセント	1式
排気ファン	1式
警報設定器	1式
計装電源	1式
動力電源	1式
電灯電源	1式
制御回路・表示回路	1式
ドアスイッチ	1式
予備品	1式
遠方端子台	1式
その他必需品	1式

③その他

機側操作盤の主な機能は以下とする。

- ・ゲート操作・制御
- ・電圧・電流・開度・水位・状態信号表示
- ・遠方との信号入出力

④盤内の遠方端子及びTM子局盤用電源部設置

機側操作盤に遠方端子台及びTM子局盤用の電源部を設けるものとする。

- ・端子台に対し補助接点リレーを設けておき、端子台とTM子局盤（別途工事）の間で接点信号（状態・故障）、計測信号（電流・電圧・開

度)を受送信できるようにする。信号詳細は下記の監視項目表のとおりとする。

- ・ TM 子局盤（別途工事）向けの電源部を設ける。

監視項目表

No.	信号名称	信号数	種別	信号形態	備考
1	電源電圧	1	計測信号	DC4~20mA	
2	ゲート電流	1	計測信号	DC4~20mA	
3	開度	1	計測信号	DC4~20mA	
4	動力電源	1	状態信号	無電圧接点	
5	制御電源	1	状態信号	無電圧接点	
6	遠方	1	状態信号	無電圧接点	
7	機側	1	状態信号	無電圧接点	
8	通常	1	状態信号	無電圧接点	
9	保守	1	状態信号	無電圧接点	
10	全開	1	状態信号	無電圧接点	
11	全閉	1	状態信号	無電圧接点	
12	点検・保守上限	1	状態信号	無電圧接点	
13	非常停止	1	状態信号	無電圧接点	
14	開中	1	状態信号	無電圧接点	
15	閉中	1	状態信号	無電圧接点	
16	停止	1	状態信号	無電圧接点	
17	非常上限	1	状態信号	無電圧接点	
18	3E 動作	1	故障信号	無電圧接点	
19	MCCB トリップ	1	故障信号	無電圧接点	
20	接点溶着	1	故障信号	無電圧接点	
1	開過トルク	1	故障信号	無電圧接点	
2	閉過トルク	1	故障信号	無電圧接点	
3	漏電	1	故障信号	無電圧接点	
4	UPS 異常	1	故障信号	無電圧接点	
5	PLC 異常	1	故障信号	無電圧接点	

(3) 屋外灯

屋外の仕様は下記のとおりとする。

形 式：直線ポール取付型

台 数：1台

電 源：三相交流 100V 50Hz

定格電圧：100V

全光束：10500 lm 以上

平均照度：150 lx 以上

鋼管ポール：3m ベース式

(4) 電灯盤

形 式：屋外閉鎖型

数 量：1面

寸 法：W500×H630×D200程度

装備器具：屋外灯用電源

盤内コンセント

その他必需品

第80条 その他

現場施工は非出水期に行うものとするが、出水を考慮した対策を講ずるものとする。

—以 上—

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	<ul style="list-style-type: none"> ■ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。 	<p>第48条</p> <p>第47条</p> <p>第41条</p> <p>第40条</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 	第21条

概略工事工程表

工事名 : R7 高部排水樋管ゲート設備更新工事

工種	単位	数量	令和7年度												令和8年度												令和9年度												備考			
			2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3														
高部排水樋管	製作工	工場製作	式	1	[Blue bar spanning from 2023-02-26 to 2023-08-31]																																				備考	・606日間
	据付・撤去	準備工			[Grey bar spanning from 2023-02-26 to 2023-08-31]																																				備考	・30日間
		開閉装置・制御設備	式	1	[Grey bar spanning from 2023-02-26 to 2023-08-31]																																					1pt
		扉体	式	1	[Grey bar spanning from 2023-02-26 to 2023-08-31]																																					1pt
		試運転調整	式	1	[Grey bar spanning from 2023-02-26 to 2023-08-31]																																					1pt
	後片付け	式	1	[Grey bar spanning from 2023-02-26 to 2023-08-31]																																					10日間	
制約条件	年末年始、お盆	—	[Green bar spanning from 2023-12-29 to 2024-01-03]																																				備考	・12月下旬～1月上旬 ・8月中旬		
	出水期	—	[Green bar spanning from 2024-06-01 to 2024-10-31]																																				備考	・6月1日～10月31日		

<<余裕期間制度（発注者指定）の活用について>>
 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建築資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、工事の始期までの余裕期間は、監理技術者等の配置が不要になります。
 なお、余裕期間は令和8年2月26日から令和8年3月4日までとします。

<<準備期間（据付）について>>
 工期には施工に必要な実日数（実働日数）以外に準備期間（据付）を30日間含むものとします。

<<関係機関協議>>
 工事着手にあたっての関係機関協議（自治体）について、施工計画書を基とした協議資料作成は受注者が行い、協議は発注者が主体となって実施します。

<<他工事との調整>>
 別途工事にて本工事契約前までに、横川排水機場吐出樋管の上屋の撤去及び操作台防護柵の設置を実施します。

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

工 事 関 係 書 類				工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づけ		受注者書類作成の位置付け				備 考					
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称		書類作成の根拠	発注者	受注者	指示 受注者	通知 受注者	提出		発注 担当者 受注者 保管		監督職 員 へ連絡	監督職 員 へ納品			
										監督 職員 課	契約 担当 課							
工 事 着 手 前	作成 書類 の 役 割 分 担	設計 審 査 会 で 確 認	1	【事例】 工事のお知らせ(自治会、住民等 への周知)	共通仕様書1-1-49.7	-	○					○			令和〇年〇月〇日設計審査会で確認			
			2	【事例】 関係機関(〇〇〇)協議結果に基づ く届出	共通仕様書1-1-49.2	-		○						○			令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
			3	【事例】 土壌汚染対策法第4条1項に基づ く届出	土壌汚染対策法第4条1項	-	○			○								土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届 け出
			4	【事例】 概算概略発注等のため関係 機関協議が実施中、未了の場合】 関係機関(〇〇〇)との設計・施工 協議	河川法、道路法、道路交通 法等の個別法	-	○			○								令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			5	【事例】 概算概略発注のため関係機 関協議が実施中、未了の場合】 占用物件(〇〇〇)の移設の調 整、監督処分	河川法、道路法	-	○			○								令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			6	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整 合による協議資料	共通仕様書1-1-3.2	-		○			○							令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			7	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整 合による設計図修正(構造計算の 伴うものや大幅な修正)	共通仕様書1-1-22	-		○		○								令和〇年〇月〇日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受発注者間で協議し役 割分担を決定。 (受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負 担する)
	契約 図書	契約書	8	工事請負契約書	-	-	○											
			9	共通仕様書	-	-	○											
			10	特記仕様書	-	-	○											
			11	発注図面	-	-	○											
			12	現場説明書	-	-	○											
			13	質問回答書	-	-	○											
			14	工事数量総括表	-	-	○											
	契約 関係 書類	契約関係書類	15	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式-1	○				○							
			16	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書1-1-4	様式-2	○				○						契約書を作成する全ての工事	
			17	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式-3	○				○							
			18	掛金収納書(電子申請方式)	共通仕様書1-1-55.6	様式-4	○				○							
			19	建退共証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	-		○					○				電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用 台紙」に掛金収納書を張り付けた上、提出する。な お、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。	
			20	工事別共済証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	-		○					○					
			21	掛金充当実績総括表	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	-		○					○					
			22	被共済者就労状況報告書	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	-		○					○					
			23	掛金充当書	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	-		○					○					
			24	請求書(前払金)	工事請負契約書第35条1項	様式-5	○				○							
			25	VE提案書(契約後VE時)	特記仕様書	様式-6	○						○					契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。
			26	品質証明員通知書	共通仕様書1-1-31_(5)	様式-7	○				○							契約図書で規定された場合に提出する。
			27	再生資源利用計画書 -建設資材搬入工事用-	共通仕様書1-1-26.4	-		○			○							該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設 副産物情報交換システムにより作成し、施工計画 書へ含めて提出する。
			28	再生資源利用促進計画書 -建設副産物搬出工事用-	共通仕様書1-1-26.5	-		○			○							該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建 設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画 書へ含めて提出する。
	29	建設発生土搬出調査	特記仕様書	-		○			○									
	30	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	-		○			○									
1 施 工 計 画	① 施 工 計 画	31	施工計画書	共通仕様書1-1-7	-		○			○					工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職 員に提出 重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変 更以外)には、その都度当該工事に着手する前に、 変更施工計画書を監督職員に提出する。			
		32	ISO9001品質計画書	特記仕様書	-		○			○								
		33	設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実が あった場合)	共通仕様書1-1-3.2	-		○			○								
		34	工事測量成果表(仮BM及び多角 点の設置)	共通仕様書1-1-51.1	-		○			○								
		35	工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異有り)	共通仕様書1-1-51.1	-		○			○							設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出 する。	
	2 施 工 体 制	② 施 工 体 制	36	施工体制台帳	共通仕様書1-1-17.1	-		○			○					・『施工体制台帳に係る書類の提出について』の一 部改正について(令和3年3月5日付け国官技第319 号、国官整第16号)に基づき作成する。 ・建設業及び一次下請人の管轄業以外は不要		
			37	施工体系図	共通仕様書1-1-17.2	-		○			○							
			38	作業員名簿	共通仕様書1-1-17.1	-		○			○							
	3 設 計	③ 設 計	39	承諾図書	共通仕様書1-1-8	-		○			○					設計が必要な工事において、製作・施工前に承諾図 書を作成し、監督職員の承諾を得る。		
			40	工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-2.20	様式-9	○				○							
			41	工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-2.23	様式-9	○			○						協議の根拠となる諸基準類のコピーは添付不要。		
			42	工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-2.21	様式-9	○			○								

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

作成時期	工事関係書類				工事関係書類の標準様式(案) (様式No)	作成書類役割分担		発注者作成書類の位置づけ		受注者書類作成の位置付け				備考			
	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示	通知	提出		監督職員へ連絡	監督職員へ納品				
										監督職員	契約担当課				発注担当課	受注者保管	
施工中	工事書類	④ 施工状況	43	工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-2.24	様式-9	○			○							
			44	工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-2.26	様式-9	○				○						
			45	工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-2.27	様式-9	○				○						
			46	材料確認書	共通仕様書2-1-3.1	様式-10						○					設計図書に記載しているもの以外は材料確認書の提出は不要
			47	材料納入伝票	共通仕様書2-1-3.1	-							○				設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。
			48	段階確認書	共通仕様書1-1-27.6(3)	様式-11		○									・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
			49	確認・立会依頼書	共通仕様書1-1-27.1	様式-12		○									・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
			50	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-50.2	-		○						○			週間工程会議やASPIにより事前連絡する。ただし、現道上の工事については「提出」とする。
			51	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-40.10	-		○						○			監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。
			52	工事事故速報	共通仕様書1-1-43	様式-13		○						○			事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。
	53	工事事故報告書	共通仕様書1-1-43	-		○									事故報告書はSAS(建設工事事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。		
	54	⑥ 工程管理	54	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-37	様式-14		○							工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。根拠資料の添付不要。		
	55	⑦ 管理	55	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-4	-		○							指定材料のみ提出(設計図書で指定した材料を含む)。		
	施工中	契約関係書類	中間前払金	56	認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式-15					○					
				57	請求書(中間前払金)	工事請負契約書第35条3項	様式-5						○				
58				指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式-16							○				
59				指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式-17							○				
60				請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第39条1項	様式-5							○				
61				出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-32.2	様式-18							○				
既済部分検査			62	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式-19							○				
			63	出来形報告書(数量内訳書、出来形図)	共通仕様書1-1-33.7	-							○				中間技術検査時にも提出する。
			64	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-33.2	様式-18							○				
修補			65	請求書(部分払金)	工事請負契約書第38条5項	様式-5							○				
			66	修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式-21							○				
部分使用			67	部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式-22							○				部分使用がある場合に提出する。
			68	工期延期願	工事請負契約書第18条~22条	様式-23							○				工期延期が発生する場合に提出する。
支給品			建設機械	69	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式-24						○				支給品を受領した場合に提出する。
				70	支給品精算書	共通仕様書1-1-24.3	様式-25						○				支給品がある場合に提出する。
	71	建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-24.4	様式-26							○				建設機械の貸与がある場合に提出する。		
	72	建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式-27							○				建設機械の貸与がある場合に提出する。		
現場発生品	73	現場発生品調書	共通仕様書1-1-25	様式-28						○				現場発生品がある場合に提出する。			
その他	74	出来形報告書(数量内訳書、出来形図)	共通仕様書1-1-34.6	-							○				既済部分検査等の際に提出する。		
	75	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-26.2	-							○				・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。		
	76	建設発生土搬出調書	特記仕様書	-							○						
	77	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	-							○						
	78	新技術活用関係資料	特記仕様書	-							○				新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。		
工事完成時	契約関係書類	79	完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式-29						○						
		80	引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式-30							○					
		81	請求書(完成代金)	工事請負契約書第33条1項	様式-5							○					
	工事書類	82	出来形管理図表	共通仕様書1-1-36.10	様式-31							○				・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。	
		83	品質管理図表	共通仕様書1-1-36.10	様式-32							○				・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。	
		84	品質証明書	共通仕様書1-1-31(1)	様式-33							○				・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要	
		85	工事写真	共通仕様書1-1-36.10	-							○				・工事写真の撮影に当たっては、写真管理基準(案)を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン(案)【機械設備工編】に基づき提出する。 ・紙の工事写真の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要	
		86	総合評価実施報告書	特記仕様書	-							○				総合評価落札方式を適用して契約した場合に提出する。	
		87	創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書1-1-58	様式-34							○				自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。1工事につき最大10項目までの提出とする。	
		88	工事完成図	共通仕様書1-1-29	-							○				・電子納品等運用ガイドライン(案)【機械設備工編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。	

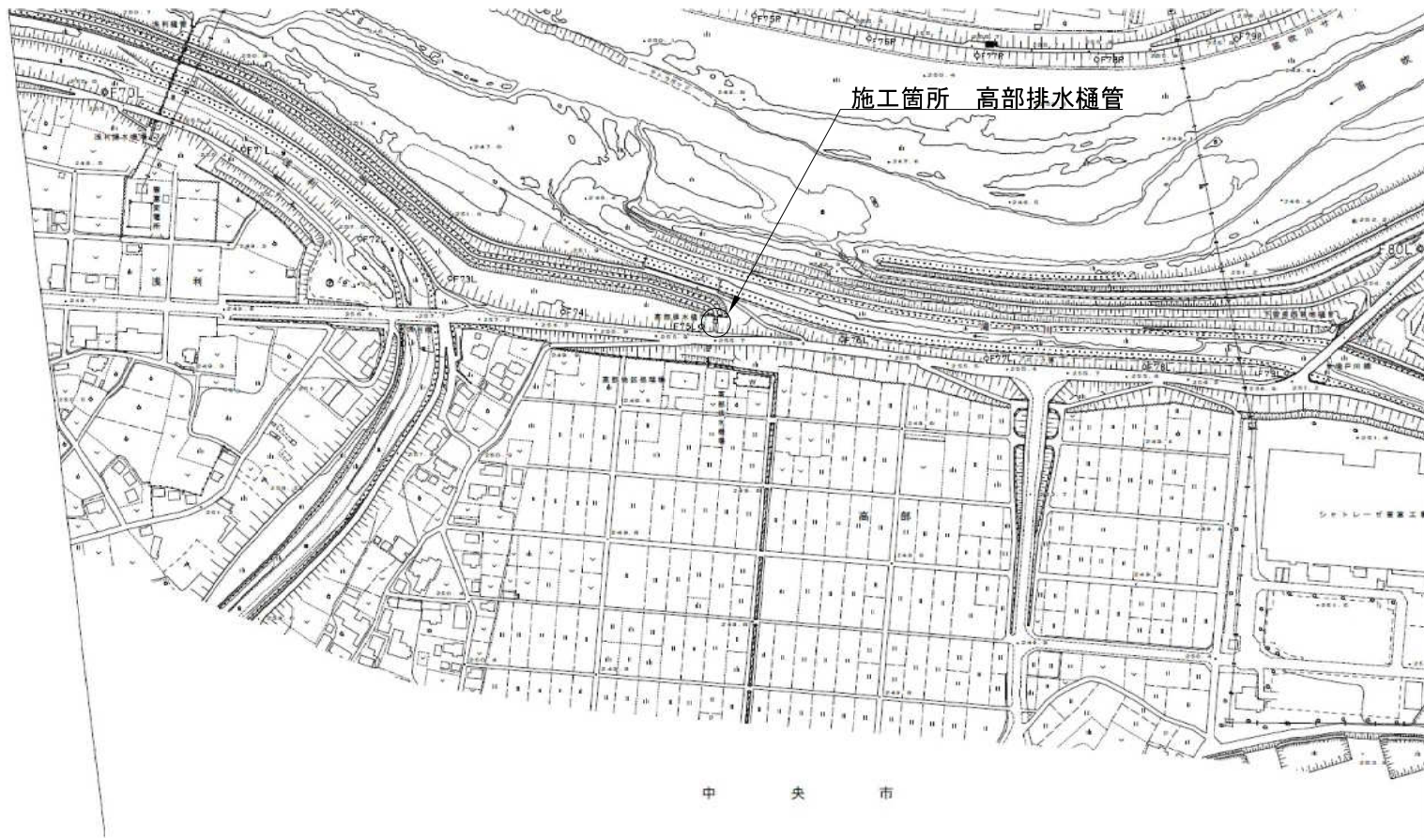
工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

工 事 関 係 書 類					工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づけ						備 考	
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示		提出		監督 職員 へ連絡	監督職 員 へ納品		
								受注者	発注者	監督 職員	契約 担当 課				発注 担当 課
	その他	89	工事管理台帳	共通仕様書1-1-29	-		○			○				○	・電子納品等運用ガイドライン(案)【機械設備工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
		90	再生資源利用実施書 -建設資材搬入工事用-	共通仕様書1-1-26.6	-		○			○					該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
		91	再生資源利用促進実施書 -建設副産物搬出工事用-	共通仕様書1-1-26.6	-		○			○					該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
		92	維持管理情報データベース統一様式	特記仕様書	-		○			○					施工内容に基づき、機械設備維持管理システムにおける所定様式を作成して提出する。
		93	予備品リスト	特記仕様書	-		○			○					予備品を納入する場合、所定様式により「予備品リスト」を作成して提出する。
工 成 後 完	その他	94	低入札価格調査 (間接工事費等諸経費動向調査業)	共通仕様書1-1-20.5	-	○	○						○	「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。	

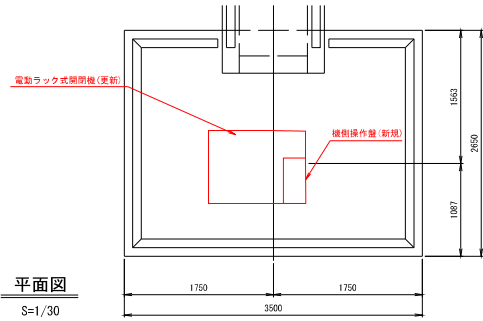
位置図



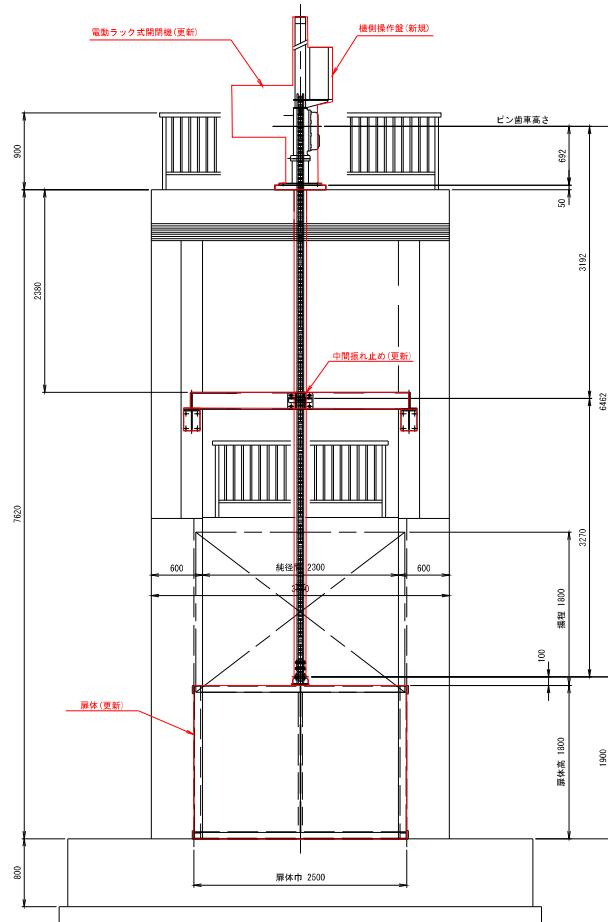
工 事 名	R7高部排水樋管ゲート設備更新工事			
図 面 名	位 置 図			
縮 尺	—	図面番号	1 / 4	
作成年月日	令和7年12月			
設計会社名				
所 長	副 所 長	課 長	専 門 課 室 長	係 長 設 計
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所			

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

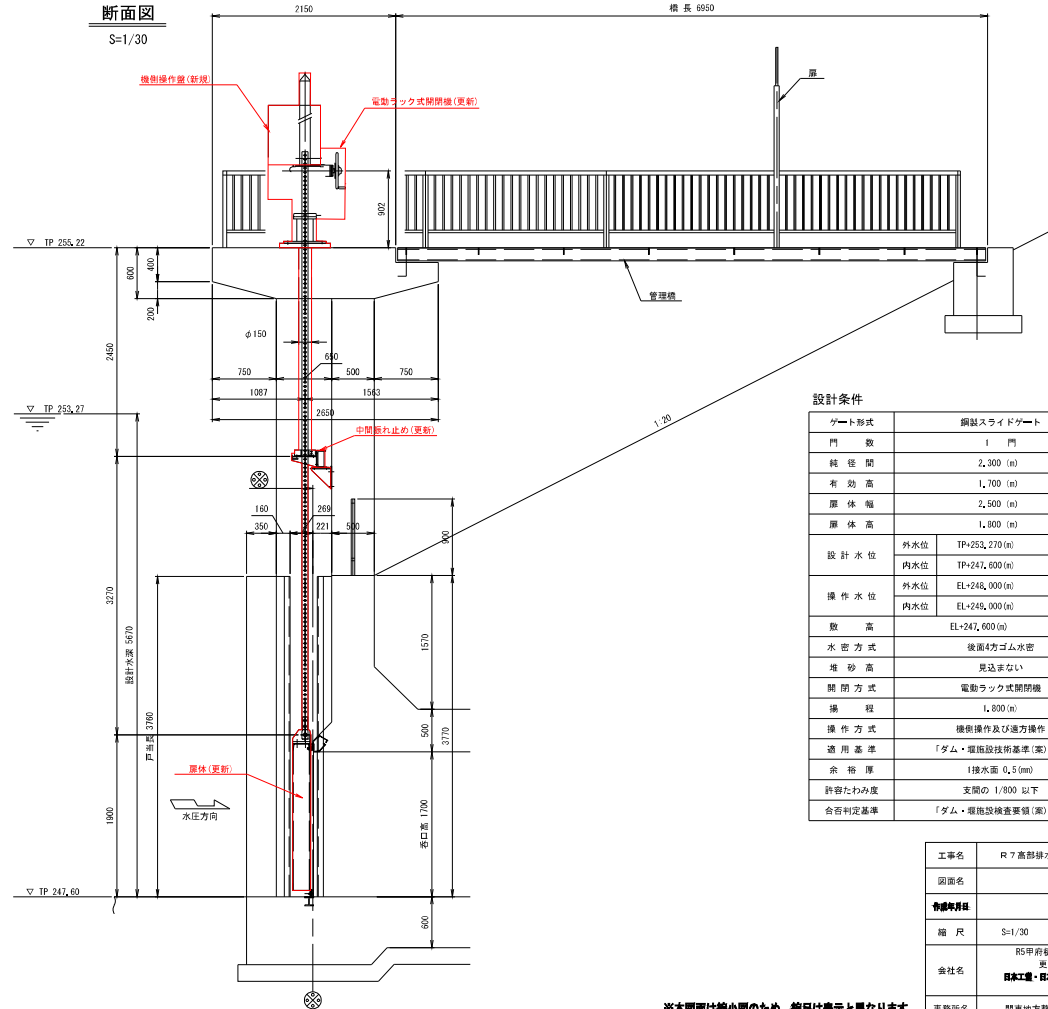
一般図 S=1/30



正面図 S=1/30



断面図 S=1/30



設計条件

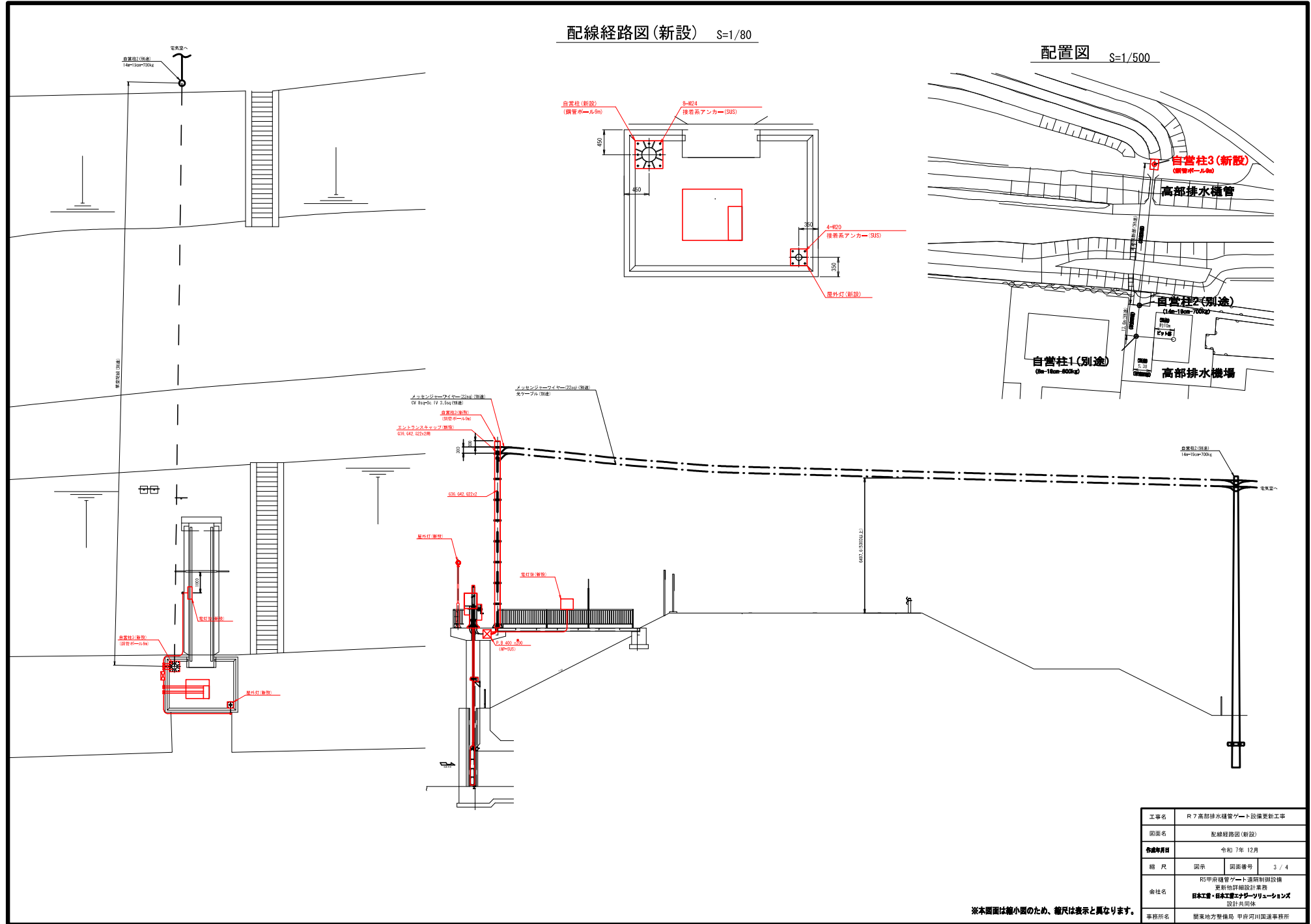
ゲート形式	鋼製スライドゲート	
門数	1 門	
純径間	2,300 (m)	
有効高	1,700 (m)	
扉体幅	2,500 (m)	
扉体高	1,900 (m)	
設計水位	外水位	TP+253,270 (m)
	内水位	TP+247,600 (m)
操作水位	外水位	EL+248,000 (m)
	内水位	EL+248,000 (m)
敷高	EL+247,600 (m)	
水密方式	後面4方ゴム水密	
堆砂高	見込みなし	
閉閉方式	電動ラック式閉閉機	
揚程	1,800 (m)	
操作方式	機側操作及び遠方操作	
適用基準	「ダム・堰施設技術基準(案)」H28	
余裕厚	1接水面 0.5 (mm)	
許容たわみ率	支間の 1/800 以下	
合符判定基準	「ダム・堰施設検査要領(案)」H22	

工事名	R7 高部排水樋管ゲート設備更新工事		
図面名	一般図		
作成年月日	令和 7年 12月		
縮尺	S=1/30	図面番号	2 / 4
会社名	R5 甲府樋管ゲート遠隔制御設備 更新仕組設計事務所 日本工業・日本工業エナジーソリューションズ 設計共同体		
事務所名	関東地方整備局 甲府河川国連事務所		

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

配線経路図(新設) S=1/80

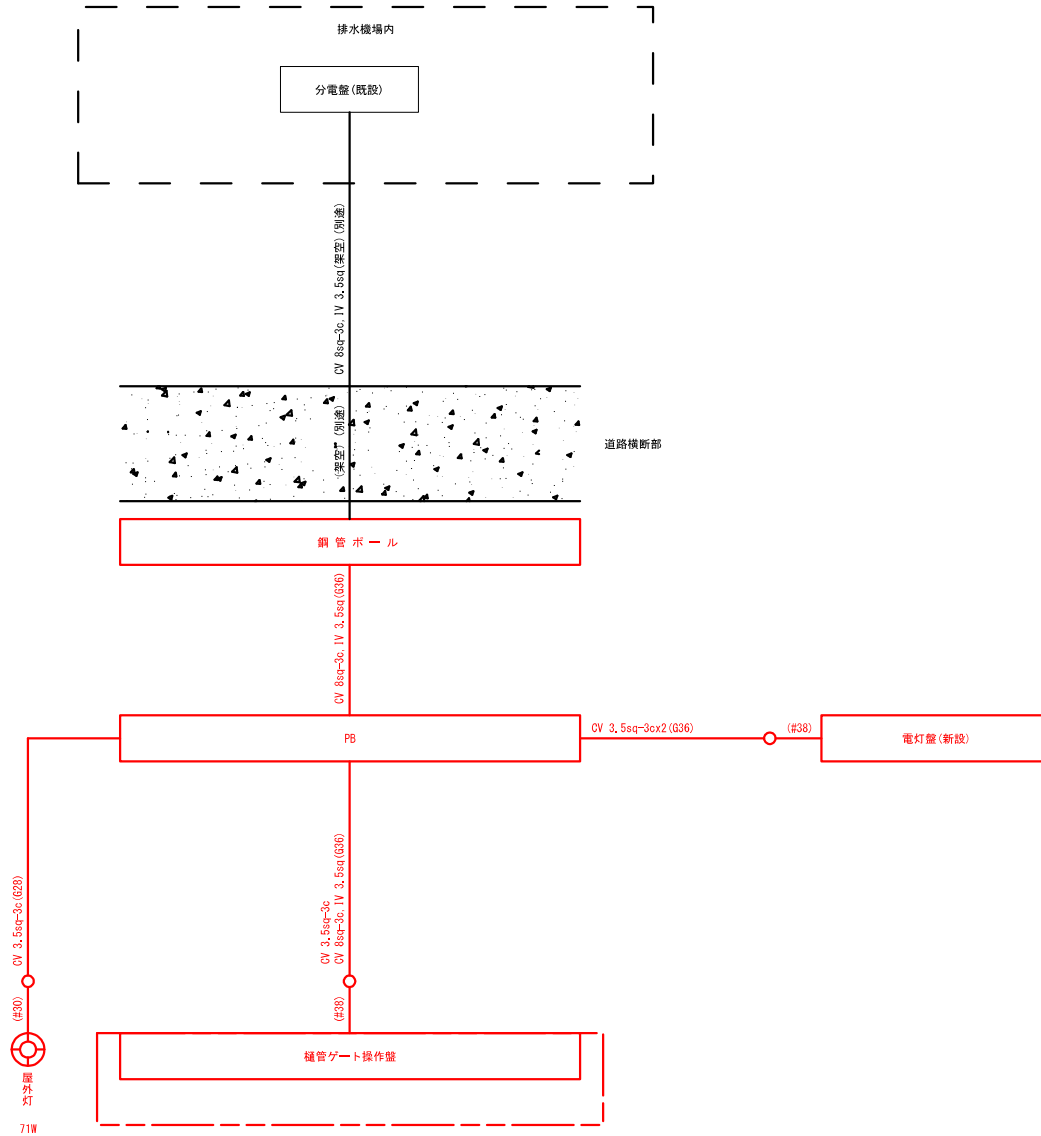
配置図 S=1/500



※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	R7高部排水機管ゲート設備更新工事		
図面名	配線経路図(新設)		
作成年月日	令和7年12月		
縮尺	図示	図面番号	3 / 4
会社名	R5甲府建設センター連関設計設備 更新設備設計事務所 日本工業・日本工業エナジーソリューションズ 設計共同体		
事務所名	関東地方整備局 甲府河川国道事務所		

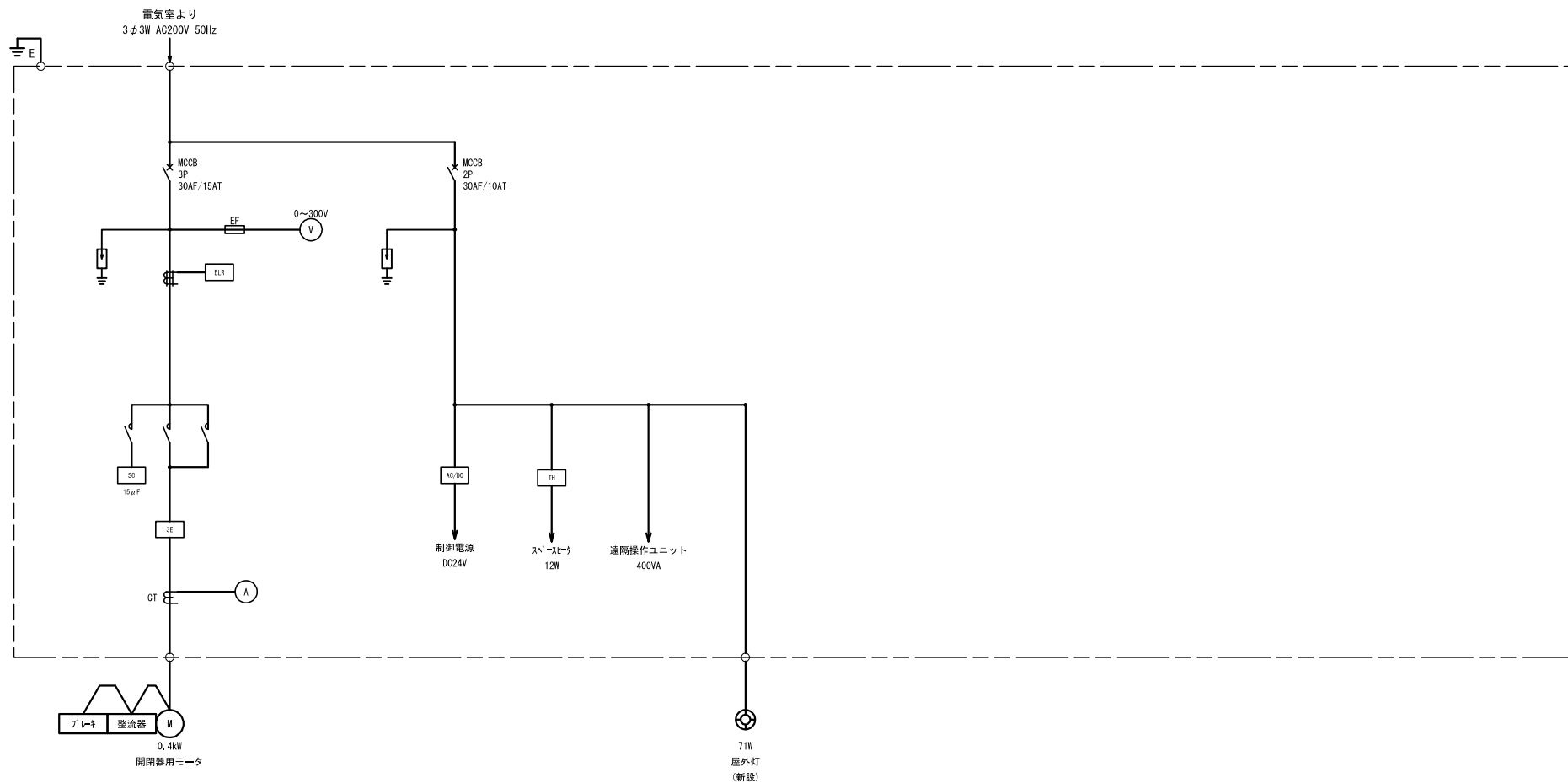
配線系統図(新設) S=NON



工事名	R7 基節排水機管ゲート設置更新工事		
図面名	配線系統図(新設)		
作成年月日	令和 7年 12月		
縮尺	NONE	図面番号	4 / 4
会社名	R5 甲府機管ゲート連動制御設備 更新設備設計業務 日本工務・日本工務エンジニアソリューションズ 設計共同体		
事務所名	関東地方整備局 甲府河川国営事務所		

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

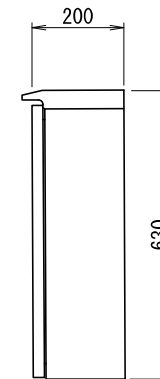
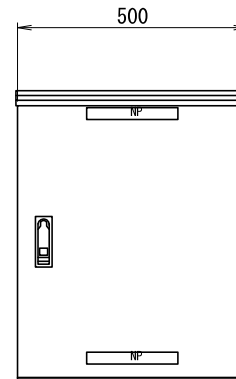
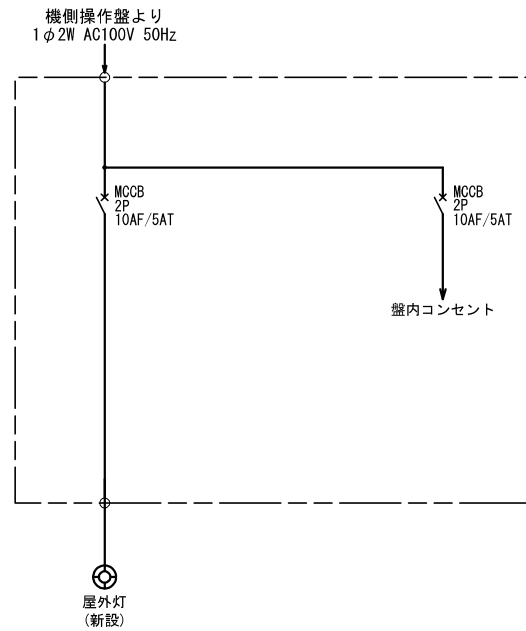
機側操作盤 単線結線図(新設) (参考図) S=NON



工事名	R7高層排水種管ゲート設備更新工事		
図面名	機側操作盤 単線結線図(新設)		
作成年月日	令和 7年 12月		
縮尺	NONE	図面番号	参-1
会社名	R5甲府種管ゲート遠隔制御設備更新設備設計事務所 日本工務・日本工業エンジニアソリューションズ 設計共同体		
事務所名	関東地方整備局 甲府河川国営事務所		

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

電灯盤 単線結線図(新設) (参考図) S=NON

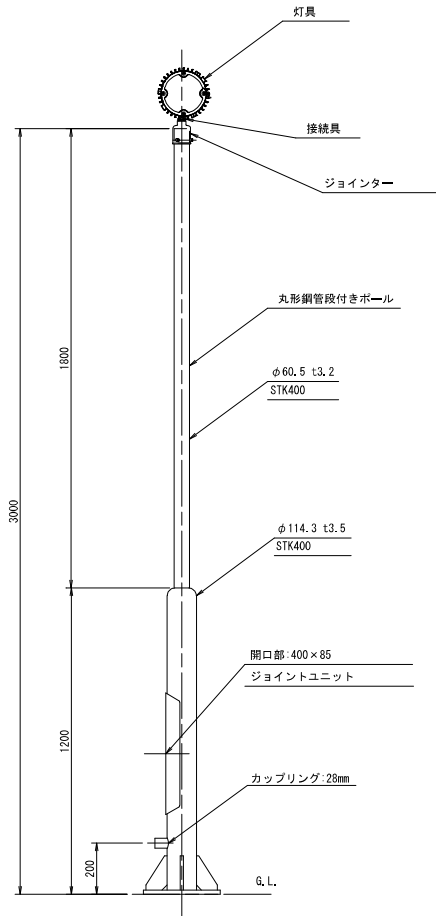


仕様
 材質：鉄
 鋼板：1.6mm以上
 塗装：メーカ指定

工事名	R5甲府種管ケーブル遠隔制御設備新設 詳細設計業務(電動化の検討)		
図面名	電灯盤 単線結線図(新設) (参考図)		
作成年月日	令和 7年 12月		
縮尺	NONE	図面番号	参-2
会社名	R5甲府種管ケーブル遠隔制御設備 更新他詳細設計業務 日本工営・日本工業エンジニアソリューションズ 設計共同体		
事務所名	関東地方整備局 甲府河川国道事務所		

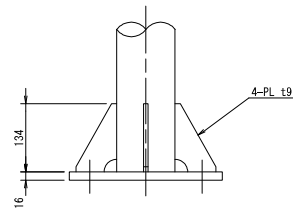
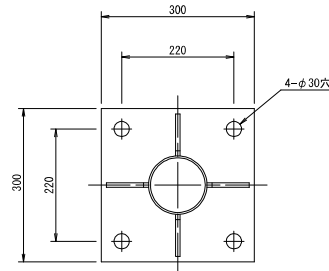
詳細図(1)屋外灯(参考図) S=1:10,5,2

照明柱姿図 S=1:10

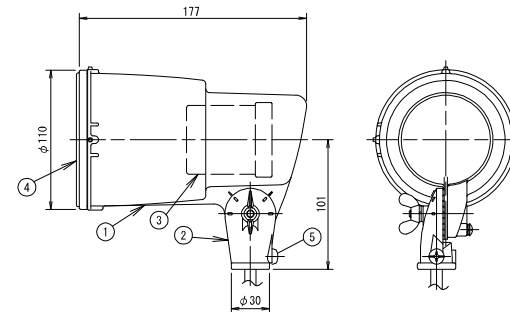


注記
ボールの表面処理は溶融亜鉛めっき後指定色塗装とする。

ベースプレート詳細図 S=1:5



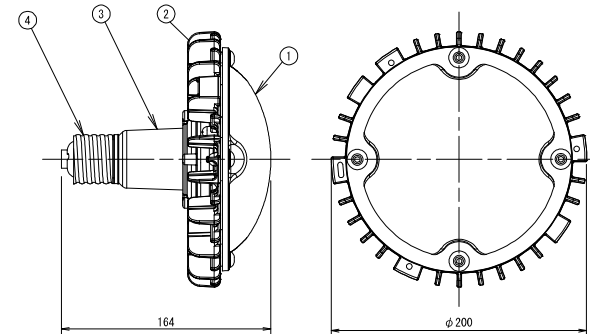
照明器具詳細図 S=1:2



部品表

部番	部品名	材質・材厚	数量	備考
1	本体	アルミダイカスト	1	塗装
2	カップリング	アルミダイカスト	1	塗装
3	ソケット	磁器	1	E39
4	防水パッキン	シリコンゴム	1	赤色
5	固定ねじ	軟鋼線材	1	M6×12

光源詳細図 S=1:2



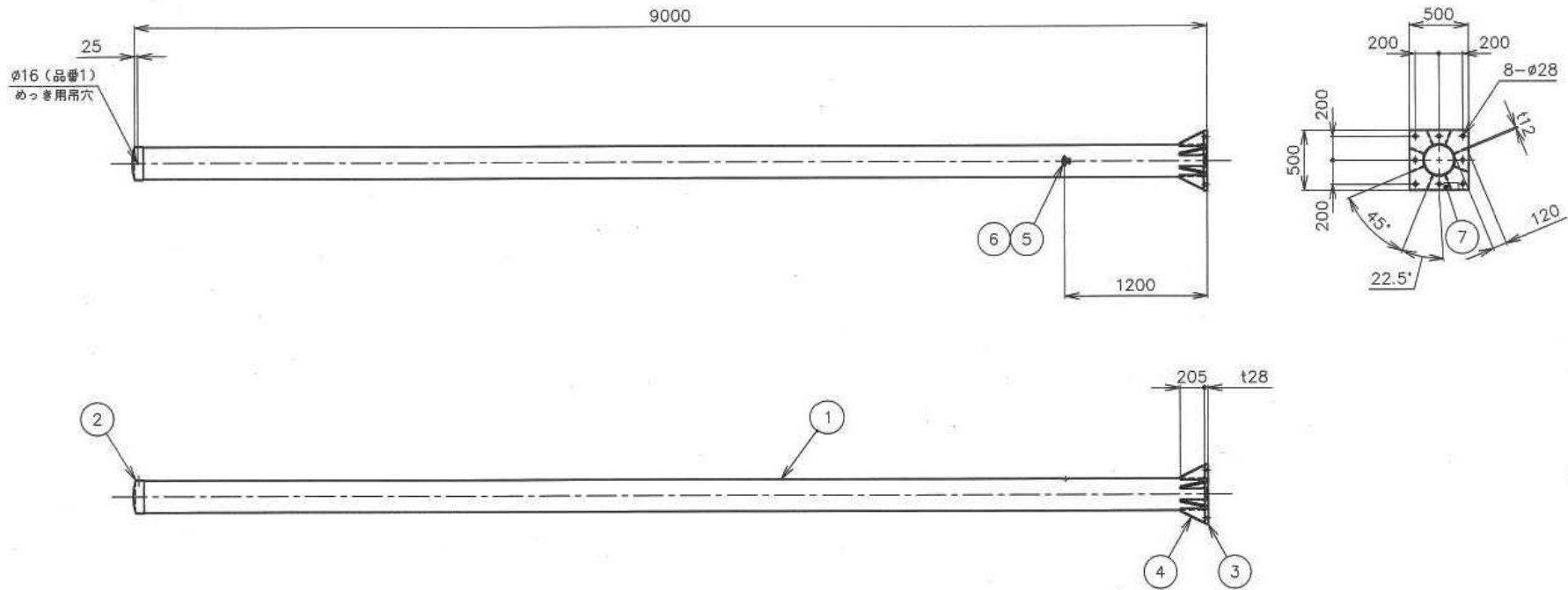
部品表

部番	部品名	材質・材厚	数量	備考
1	グローブ	ポリカーボネート	1	乳白色
2	筐体	アルミダイカスト	1	白色
3	筐体構成部材	F81-GF30%	1	白色
4	口金		1	E39

工事名	R5甲府橋管ゲート遠隔制御設備更新他 詳細設計業務(電動化の検討)		
図面名	詳細図(1)屋外灯(参考図)		
作成年月日	令和 7年 12月		
縮尺	NONE	図面番号	参-3
会社名	R5甲府橋管ゲート遠隔制御設備 更新他詳細設計業務 日本工業・日本工業エンジニアソリューションズ 設計共同体		
事務所名	関東地方整備局 甲府河川国道事務所		

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

詳細図(2) 鋼管ポール9mベースプレート式(参考図) S=NON



仕上：溶融亜鉛めっき63μm以上

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

					4	リブプレート (t12)	8	SS400	
7	保管注意事項ラベル(小)	1	ユボ#80		3	ベースプレート (t28)	1	SS400	
6	年月ラベル	1	消銀-UTL ラミネート		2	キャップ (φ267.4用)	1	SPHC	
5	メーカーラベル	1	消銀-UTL ラミネート		1	φ267.4×6.0-8990	1	STK400	
品番	品名	個数	材質	備考	品番	品名	個数	材質	備考

工事名	R5甲府種管ゲート遠隔制御設備更新他 詳細設計業務(電動化の検討)		
図面名	詳細図(2) 鋼管ポール9m ベースプレート式(参考図)		
作成年月日	令和 7年 12月		
縮尺	NONE	図面番号	参-4
会社名	R5甲府種管ゲート遠隔制御設備 更新他詳細設計業務 日本工業・日本工業エナジーソリューションズ 設計共同体		
事務所名	関東地方整備局 甲府河川国道事務所		